

【九州地方知事会提案・要望書（平成19年5月）抜粋】

1. 地方分権の推進について

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠であります。

昨年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、本年4月には地方分権改革推進委員会による調査審議が開始され、第二期地方分権改革に向けた確かな第一歩が踏み出されました。

この委員会の調査審議にあたっては、個別の事務事業や国庫補助負担金の調査審議に力を注ぐのではなく、地方分権改革を進めるための大きな議論に力点を置かれ、委員会が考える「あるべき地方分権改革の姿」をつくり、政府に提言されることが期待されています。

今後、政府におかれては、安倍総理の強いリーダーシップのもと、地方六団体が提出した「地方分権の推進に係る意見書」を踏まえ、地方六団体と事前に協議の上「地方分権改革推進計画」を作成し、地方の求める真の地方分権改革を進められるべきであります。

については、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

- (1) 地方に関わる重要事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を政府の政策立案及び執行に反映させるため、地方と政府の代表者等が協議を行う「地方行財政会議」を設置すること。
また、地方行財政会議が設置されるまでの間、「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこと。
- (2) 国と地方の役割分担の見直し、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国と地方の二重行政の解消、国の出先機関等の廃止・縮小、地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金の廃止など、国と地方の関係の総点検を行い、国と地方が一体となった行財政改革・財政再建を徹底して行うこと。
- (3) 地方税の充実・強化による自治を確立し、地方共有税（地方交付税）に依存しない不交付団体人口を大幅に拡大するため、居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実・強化を図り、国税と地方税の税源配分5：5を目指すこと。
- (4) 税源移譲に対応する国の財源については、地方六団体が既に提出した改革案を着実に実現し、当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止（一般財源化）することで地方の自主性を拡大すること。また、地方分権の理念に沿って国と地方の役割分担を再整理し、明確

化した上で、生活保護等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、国庫補助負担金は原則として廃止（一般財源化）すること。

- (5) 地方交付税が国から恩恵的に与えられるものではないことを明確にするため、「地方交付税」を「地方共有税」に変更し、国の一般会計を通すことなく、交付税（共有税）特別会計に直接繰り入れ、財源不足に対する補填は、法定率の引き上げで対応すること。

また、特例加算や特別会計による借り入れは行わないこと。

- (6) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に当たっては、健全化判断比率の具体的な設定など、詳細な制度構築をする際、地方の意見を十分に聴いた上で検討すること。

- (7) 道州制の検討に当たっては、本年1月に全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」の「道州制の基本原則」を前提とすること。

また、道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、国と地方が一体となった検討機関を設置し、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等について、具体的に検討すること。

なお、道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿って、第二期地方分権改革を着実に推進すること。